



第Ⅲ部



国民の生命・財産と 領土・領海・領空を守り抜くための取組



第1章

わが国の防衛を担う組織と
実効的な抑止及び対処

第2章

安全保障協力の積極的な
推進



第3章

防衛装備・技術に関する
諸施策

第4章

地域社会・国民とのかかわり

第1章

わが国の防衛を担う組織と 実効的な抑止及び対処



第1節 防衛省・自衛隊の組織

1 防衛力を支える組織

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊¹は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

参照 図表Ⅲ-1-1-1 (防衛省の組織図)、図表Ⅲ-1-1-2 (防衛省の組織の概要)

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官(2人)及び防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する防衛事務次官や国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

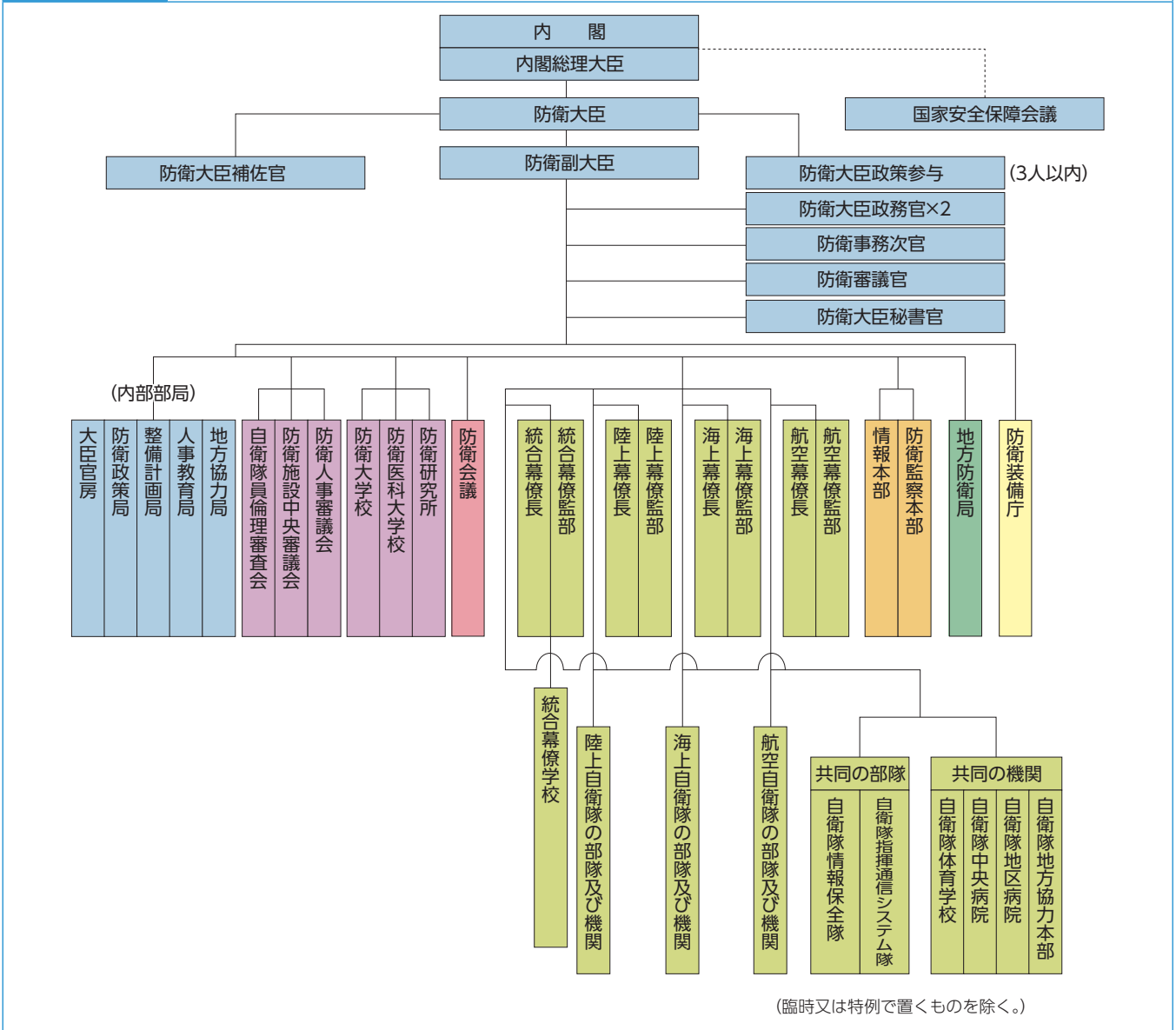
そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕及び陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、官房長及び各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防

衛大臣に対する政策的見地からの補佐、すなわち、防衛省の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関する防衛大臣への補佐を行う。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。15(平成27)年、防衛省改革の取組としての防衛装備庁の新設や統幕などの改編のために防衛省設置法の改正を行った際、防衛省設置法第12条において、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官による大臣補佐が各幕僚長による大臣補佐と相まって行われる旨を規定し、防衛大臣を補佐する体制に関する、このような従来の考え方をより明確化した²。

1 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

2 この改正法の国会審議においては、文民統制と内部部局の文官の役割について、政府から、「文民統制(シビリアンコントロール)とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、わが国の文民統制は、国会における統制、内閣(国家安全保障会議を含む。)による統制とともに、防衛省における統制がある。そのうち、防衛省における統制は、文民である防衛大臣が、自衛隊を管理・運営し、統制することであるが、防衛副大臣、防衛大臣政務官などの政治任用者の補佐のほか、内部部局の文官による補佐も、この防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしている。文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣を補佐することであり、内部部局の文官が部隊に対し指揮命令をするという関係にはない。」と答弁している。

図表Ⅲ-1-1-1 防衛省の組織図



3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

参照》Ⅲ部4章1節（地域コミュニティとの連携）

2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。現下の安全保障環境も踏まえ、統幕の機能強化をはじめ、統合運用基盤の強化に取り組んでいる。

1 統合運用体制の概要

(1) 統幕長の役割

ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの大臣の補佐を一元的に行う。

図表Ⅲ-1-1-2 防衛省の組織の概要

組織	概要
陸上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ○方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団及び旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛にあたる。 ○師団及び旅団 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成 ○中央即応集団 <ul style="list-style-type: none"> ・空挺団、ヘリコプター団、中央即応連隊、特殊作戦群、中央特殊武器防護隊やその他の部隊をもって編成
海上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。 ○地方隊 <ul style="list-style-type: none"> ・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援にあたる。
航空自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ○航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊及び南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる。 ○航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。)などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ○一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科(前期及び後期課程)及び総合安全保障研究科(前期及び後期課程)を設置
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ○医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ○保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を教育訓練するための機関 ○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置
防衛研究所 (東京都目黒区) ※平成28年8月に東京都新宿区に移転	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省のいわばシンクタンクにあたる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理及び運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・歴史的に価値のある書籍や史料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。
防衛装備庁 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省内の調達、研究・開発などにかかる装備取得関連部門を集約・統合した外局

(注) 巻末「主要部隊などの所在地」参照

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。その際、統合任務部隊³が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

(2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

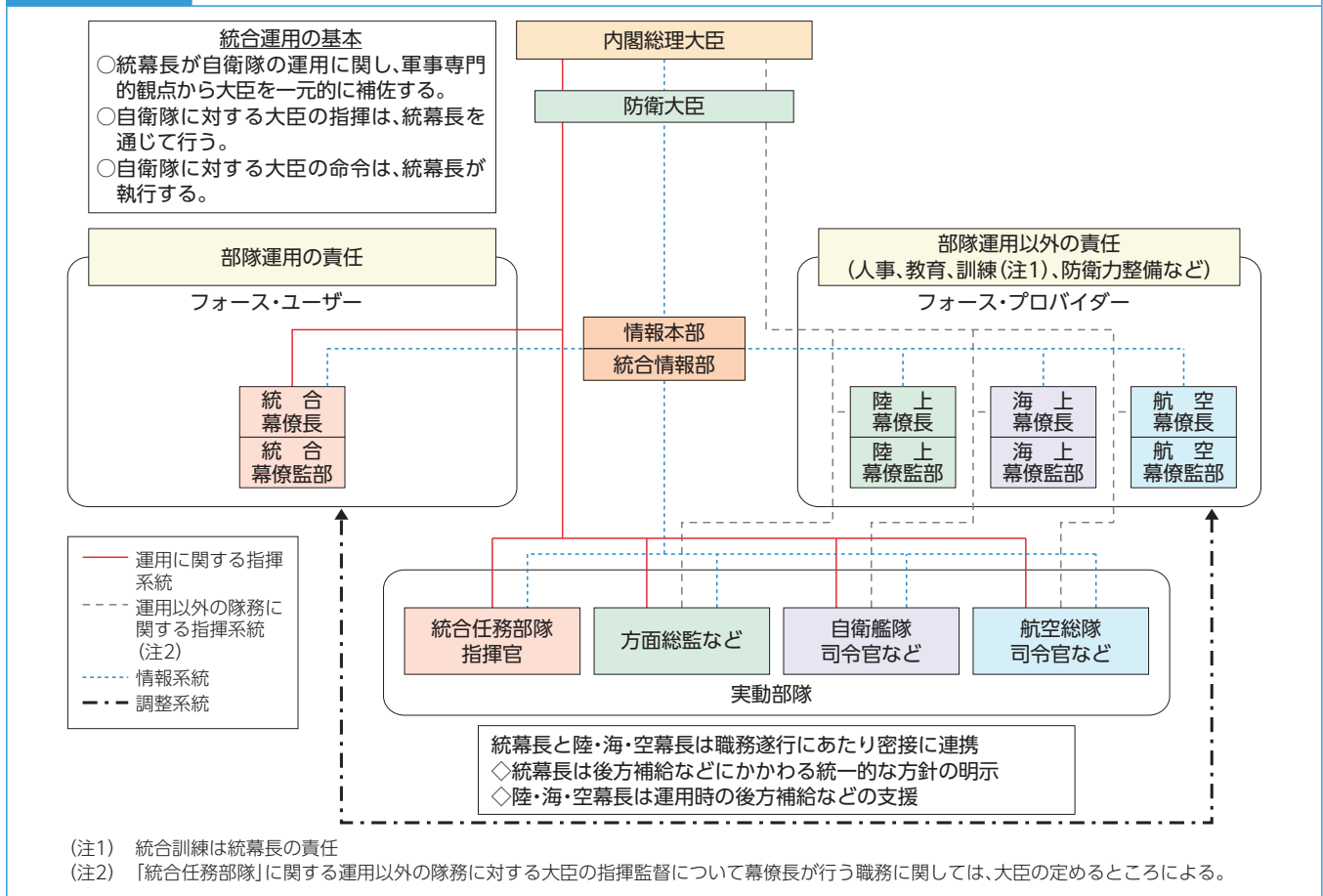
参照 図表Ⅲ-1-1-3 (自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割)

2 統合運用機能の強化

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保したうえで、より迅速なものとなるよう、15(平成27)年10月、実際の部隊運用に関する業務を統幕に一元化すべく、運用企画局を廃止するとともに、同局の機能のうち、運用に関する法令の企画・立案機能などを防衛政策局に移管した。これにより、統幕は、従来は本省内部部局が行っていた国会答弁を含む対外説明や関係省庁との連絡調整といった業務を担うこととなったため、統幕副長級の文官ポストである総括官を新設

³ 自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、又は隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅲ-1-1-3 自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割



し、実際の部隊運用に関し文官の専門的知見を活かして対外的な連絡調整などを行うこととした。また、部課長級の文官ポストである参事官を新設し、その下に所要の人員を配置した。

3 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制では、陸・海・空自の各部隊間における確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有が重要である。統合運用基盤を強化するため、高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能及び情報共有態勢を保持することとされており、引き続き内外の優れた情報通信技術を利用したよ

り広範・機動的な情報通信態勢の構築を進めている。

各部隊においても、各種事態に対応するための計画の作成などを行うとともに、統合訓練などを通じて、任務を遂行できる態勢を維持する必要がある。そのため、主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置するとともに、必要に応じて幕僚を増員している。

そのほか、教育訓練の充実、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、装備品の共通化などについて、より効果的な運用体制を目指して引き続き検討し、必要な措置を講じていく。

3 防衛省改革

1 改革の経緯・方向性

防衛省・自衛隊の不幸事の頻発を受け、07(平成19)年に官邸において開催された「防衛省改革

会議」における検討に従い、防衛省では、規則遵守の徹底や全体最適を目指した任務遂行優先型の業務運営の確立などに取り組むとともに、09(同21)年には防衛大臣を補佐する体制を強化し、文

民統制の徹底を図るため、防衛会議の法律上の新設や、防衛参事官制度の廃止、防衛大臣補佐官(現在の防衛大臣政策参与)の新設などを行った。

その後、13(同25)年に防衛省に設置された「防衛省改革検討委員会」において同年8月に取りまとめられた「防衛省改革の方向性」では、わが国を取り巻く安全保障環境の一層の深刻化、東日本大震災などを通じた部隊運用にかかる教訓事項などの認識、国家安全保障会議の設置などの政策的環境の変化といった状況の変化を踏まえつつ、これまでの検討事項も十分考慮し、次の抜本的な改革を実施することとされた。

- ① 文官と自衛官の一体感を醸成するため、内部部局に自衛官ポストを、各幕僚監部・主要部隊などに新たな文官ポストを、それぞれ定員化する。
- ② 陸・海・空自の縦割りの個別最適による防衛力整備を排し、全体最適化された防衛力整備がなされるよう、統合運用を踏まえた防衛力整備の業務フローを確立する。併せて、装備品などのライフサイクルの一貫した管理により、装備取得の効率化及び最適化を図り、防衛力の全体最適化に寄与する組織の改編を行う。
- ③ 自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保したうえで、より迅速なものとなるよう、実際の部隊運用に関する業務を統幕に一元化すべく、組織の見直しなどを実施する。
- ④ 国際関係業務の飛躍的増大や国家安全保障会議設立に対応した政策立案機能を強化する。併せて、情報発信機能強化も実施する。

また、内部部局・各幕僚監部が車の両輪として防衛大臣を補佐する一方、着実かつ段階的な改革により、業務の停滞や混乱を避け、文官・自衛官双方の意識改革を図り、一連の改革を真に実効的なものとして定着させることが重要としている。

2 具体的取組

「防衛省改革の方向性」に基づき、以下の取組を

実施した。

(1) 平成26年度の主な取組

内部部局における自衛官ポストと統幕及び各自衛隊の主要部隊における新たな文官ポストを定員化するとともに、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官を新設した。

(2) 平成27年度の主な取組

ア 統合運用機能の強化

- 実際の部隊運用に関する業務を統幕に一元化することに伴い、運用企画局を廃止するとともに、同局の機能のうち、運用に関する法令の企画・立案機能などを防衛政策局に移管
- 統幕副長級の文官ポストである総括官及び部課長級の文官ポストである参事官を新設

イ 内部部局の改編など

- 防衛装備庁設置に伴い、経理装備局、技術研究本部、装備施設本部が所掌していた装備品などの調達・研究開発機能を防衛装備庁へ移管するとともに、陸・海・空幕の装備品に関する業務を行っていた部署を装備計画部に改編
- 中・長期的な視点からの防衛戦略や新たな政策課題などにかかる政策立案機能の強化のため、防衛政策局に戦略企画課を新設
- 防衛力整備機能の強化のため、整備計画局を新設

ウ 防衛装備庁の新設

①統合的見地を踏まえ、装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施、②部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映、③新しい領域(防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資など)における積極的な取組、④調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・強化の両立、を目的として、防衛省内の調達、研究開発などにかかる装備取得関連部門(内部部局、各幕僚監部、技術研究本部、装備施設本部)を集約・統合した外局として、防衛装備庁を新設